

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 富山県

策定：令和 2 年 3 月 2 4 日

I 収益性向上対策

1 目的

水田・畑作・野菜・果樹・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組、産地の高収益化に向けた取組、園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を促進することにより、競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について、

- ① 富山県農業・農村振興計画
- ② 富山県農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 人・農地プラン
- ⑤ 水田フル活用ビジョン
- ⑥ 果樹農業振興計画
- ⑦ 花き農業振興計画

等を踏まえ、地域（平場・中山間地域）の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

※以下において、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を 1 年限りとして目標年度を事業実施年度の翌々年度する場合にあっては、「10%以上の」を「6%を超える」と読み替えることができる。

作物名	内容
水稲 麦 大豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加エコストの10%以上の削減、販売額又は所得額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上 ○ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上） <ul style="list-style-type: none"> ・処理・加工施設の整備 ・新商品開発や販路開拓 ・農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化 ・集落営農組織の育成 ・中心的経営体への機械作業の集約化 ・直播栽培等の低コスト・省力化技術の普及・拡大 ・稲・麦・大豆の輪作体系の構築 ・機械・施設の効率的な利用を図るためのカントリーエレベーター等の共同利用施設の整備
野菜 (アスパラガス、いちご、えだまめ、キャベツ、さといも、大根、たまねぎ、トマト、軟弱野菜、にら、にんじん、にんにく、ねぎ、ばれいしょ、ブロッコリー、レタス類、)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加エコストの10%以上の削減、販売額又は所得額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成 ・パイプハウスや高度な環境制御装置等の導入により収益性の高い施設野菜産地の形成 ・省力機械の導入や共同利用体制の整備等による作業時間の短縮 ・集出荷施設の再編合理化

<p>地域特産物 (ハトムギ)</p>	<p>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減、販売額又は所得額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫・調製用機械の導入等による機械化一貫体系による栽培面積の拡大 ・新商品開発や販路開拓 ・農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化 ・集落営農組織の育成 ・集出荷施設の再編合理化
<p>(薬用作物)</p>	<p>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減、販売額又は所得額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械の開発・導入による省力化栽培体系の確立・普及
<p>果樹 (りんご、梨、桃、柿、ぶどう)</p>	<p>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減、販売額又は所得額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県において競争力のある品種について、樹園地の若返りのため、植え替え(同一品種の改植)を推進(対象品種は4②に記載。) ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入による生産体制の整備 ・水稻育苗ハウス等を活用した果樹栽培 ・省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化 ・農産物処理加工施設等の共同利用施設の高度化
<p>花き (切り花、球根)</p>	<p>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減、販売額又は所得額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻育苗ハウス等の有効活用 ・パイプハウスや高度な環境制御装置等の導入により収益性の高い施設花き産地の形成 ・共選共販体制への誘導による販売ロットの確保 ・球根植込・収穫ロボットなど省力化機械の導入による省力化栽培体系の確立 ・省エネ対策につながる資材の導入等による低コスト化

目標設定に係る留意事項

【コスト削減効果の比較の考え方】

- 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較
 単位面積当たり又は単位生産量当たりの生産コストで比較。
 事業実施前や取組非参加者の生産コストが不明の場合は統計値を利用する。
- 集出荷・加工コスト削減 → 共同利用施設を整備する計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導
 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係機関(農林振興センター等)及び市町村と連携し、推進・指導に当たる。
- (2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画にかかる審査は、各協議会の構成団体である県(農林振興センター等)又は市町村に属する補助事業に精通したものを主として実施するなど審査精度を高めるように努める。
 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者(県、市町村、農業者団体等)で事前審査体制を構築するよう指導する。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官通知。以下「実施要綱」という。）の別表2のⅡ整備事業のメニュー欄の1に掲げる施設を助成対象とする。 ただし、既存施設の更新は助成対象外とする。 ○ 取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）の別記3の別紙3、5、6及び7の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜（アスパラガス、いちご、えだまめ、キャベツ、さといも、大根、たまねぎ、トマト、軟弱野菜、にら、にんじん、にんにく、ねぎ、ばれいしょ、ブロッコリー、レタス類）	
地域特産物（ハトムギ、薬用作物）	
果樹（りんご、梨、桃、柿、ぶどう）	
花き（切り花、球根）	

（注）整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領の別記3の別紙3、7の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械・設備及び資材 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械・設備（導入・リース）及び資材 ただし、機械の更新については助成対象外とする。 ○ 果樹の植え替え（同一品種の改植）を行う場合の対象品目・品種及び選定理由 <ul style="list-style-type: none"> ・りんごは、「ふじ」とする。 本県の自然条件を踏まえ、栽培、流通、販売等に適する品種として選定している「富山県果樹推奨品種」において、推奨品種として位置づけられ、栽培面積の7割以上を占める基幹品種である。販売は直売主体ではあるものの、高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種として認められることから、対象品種とする。 ・梨は、「幸水」「豊水」「新高」とする。 本県の自然条件を踏まえ、栽培、流通、販売等に適する品種として選定している「富山県果樹推奨品種」において、推奨品種として位置づけており、「幸水」は早生、「豊水」は中生、「新高」は晩生の基幹品種である。いずれの品種も市場から高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種として認められることから、対象品種とする。 ・桃は、「あかつき」「川中島白桃」とする。 本県の自然条件を踏まえ、栽培、流通、販売等に適する品種として選定している「富山県果樹推奨品種」に推奨品種として位置づけられており、「あかつき」は早生の、「川中島白桃」は晩生の基幹品種である。 販売は直売主体ではあるものの、高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種として認められることから、対象品種とする。 ・柿は「三社」「水島」とする。 本県の自然条件を踏まえ、栽培、流通、販売等に適する品種として選定している「富山県果樹推奨品種」において、推奨品種として位置づけており、いずれも在来種である。「三社」は在来種の渋柿で、干し柿として国内外に出荷され高い評価を得ており、「水島」は在来種の甘柿で、販売は直売主体ではあるものの高い評価を得ており、いずれも引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種として認められることから、対象品種とする。 ・ぶどうは、「ピオーネ」「巨峰」とする。 本県の自然条件を踏まえ、栽培、流通、販売等に適する品種として選定している「富山県果樹推奨品種」に推奨品種として位置づけられており、いずれも大玉の黒色品種の基幹品種である。販売は直売主体ではあるものの、高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種として認められることから、対象品種とする。
野菜 （アスパラガス、いちご、えだまめ、キャベツ、さといも、大根、たまねぎ、トマト、軟弱野菜、にら、にんじん、にんにく、ねぎ、ばれいしょ、ブロッコリー、レタス類）	
地域特産物 （ハトムギ、薬用作物）	
果樹 （りんご、梨、桃、柿、ぶどう）	
花き （切り花、球根）	

（注）果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稻・麦・大豆 野菜（アスパラガス、いちご、えだまめ、キャベツ、さといも、大根、たまねぎ、トマト、軟弱野菜、にら、にんじん、にんにく、ねぎ、ばれいしょ、ブロッコリー、レタス類） 地域特産物（ハトムギ、薬用作物） 果樹（りんご、梨、桃、柿、ぶどう） 花き（切り花、球根）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領の別記3の別紙3の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械（リース、レンタル）

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置図、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規定⑥施設能力、稼働期間等の詳細、⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行なう場合）、⑨その他県知事が必要と認める書類等</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業</p> <p>申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植実施園の位置図（改植の場合） 残存年数が分かる資料（中古機械の場合）など</p> <p>2 請求時</p> <p>(1) 整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来高設計書 など <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）など

6 取組主体助成金の交付方法

<p>取組主体助成金（申請、請求、支払）の交付については、事業の適正な執行のため、原則、市町村や地域農業再生協議会等を経由することとし、「富山県補助金等交付規則」、「富山県水田農業生産振興対策事業費補助金交付要綱」に基づいて交付する。</p> <p>ただし、地域の事業は県が直接交付し、複数の市町村にまたがる取組等については、地域農業再生協議会等の構成組織である市町村等が責任をもって事業完了に係る審査・検査等を確実にすることを条件として、県から取組主体等（リース事業者（共同申請者））に直接交付することを可とする。</p>
--

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 助成金の返納
取組主体又は共同申請者は、助成金を受けた後に産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和2年2月28日元生産第1694号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、県知事に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- 補助金に係る仕入れに係る消費税相当額の返納
当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない取組主体に係る部分については、この限りでない。
- 財産の管理等
(1) 取組主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
(2) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 財産処分の制限
(1) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条及び別表の規定により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
(3) 基金事業の場合は取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ基金管理団体の承認を受けなければならない。また、整備事業の場合は取組主体は処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。
(4) 財産の管理等の（2）の規定は、（3）の規定による承認をする場合において準用する。
- 他用途使用の禁止
基金は、補助事業以外の用途に使用してはならない。
- 契約に当たっての条件
(1) 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
(2) 取組主体は、（1）により売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

8 その他